

安元御賀の日程構成

——三月五日の位置づけをめぐって——

浜畑圭吾

はじめに

一、安元御賀の日程

二、「中の日」の成立

三、「中の日」の性格

四、「中の日」の展開

おわりに

後白河院の五十の賀として、安元二年（一一七六）三月四日から六日まで賀宴が催された。四日が「賀宴」、六日が「後宴」として公式な記録に載るが、その間の五日は見えない。しかし、『玉葉』や『定能卿記』、『安元御賀記』といった諸文献には五日も四日に引き続き遊宴が持たれており、「中の日」と称されている。安元御賀は、白河院の五十賀である康和二年（一一〇二）の御賀を先例としており、日程の構成もそれに倣ったと考えられる。しかし、本来は天皇の忌日であったことから後宴を避けるかたちで発生したこの「中の日」が、安元御賀では当初から設定されていた。それは、比較的緩やかな一日として楽しむことが目的であったと考えられる。賀宴や後宴に比べて柔軟な対応が可能であった「中の日」は、先例にない行事を取り込みながら、その後も展開していった。院政期御賀は先例の模倣によって停滞していたと考えられていたが、積極的に新儀を取り込み、よりよい賀宴を目指していたと考えられる。

はじめに

安元二年（一一七六）三月四日から六日にかけて、後白河院の五十賀が挙行された。出席した九条兼実や藤原定能が詳細に記録しているが、藤原隆房もまた『安元御賀記』（以下『御賀記』）を著し、その盛儀を伝えている。高倉天皇が主宰したこの賀宴は、平家と後白河院の蜜月をも描くものであり、後に『御賀記』には平家の全盛を印象づける脚色が施された群書類従本（以下類従本）が誕生するなど、平家物語を中心とした諸作品との関連も指摘されている^①。

また六日に行われた青海波については、詳細な実施記録の検証や源氏物語の影響、平家物語や『平家公達草紙』との関係が取り上げられ、芸能方面からも多くの成果が報告されている^②。

しかし、御賀そのものの構成や進行過程、装束などの有職に関しては残された問題が多い。そうしたなかで、かつて安元御賀における先例の取り扱いを検討し、その運営状況の一端を明らかにしたことがある^③。御賀の運営に於ける先例の扱いについては、たとえば、『通憲入道蔵書目録』^④に、

御賀記 四卷（康和三卷、仁平一卷、同式一卷、仁平）

とあるように、康和や仁平といった先行御賀の記録とともに、「式」としてその次第も残されており、運営の際の重要な手引き書であった。安元御賀においても『玉葉』や『定能卿記』に康和や仁平、その他先行御賀の記録が頻出しており、賀宴の実態把握には、こうした先例の検討が不可欠である。しかし、従来、院政期の賀宴は「マンネリ化し、精彩を欠いていくしかなかった」と評価されてきた。これは、頻出する先例を単純な模倣と理解したためである。ただし実際には、先例はよりよい進行のために模索されており、ときには新儀が持ち込まれるなど、その運営態度には積極的な姿勢も見られる。

御賀の実態については不分明な部分が多い。そうした問題意識のもと、本稿では、賀宴の日程構成について検討してみたい。

一、安元御賀の日程

まずは安元御賀の日程について整理しておく。『玉葉』安元二年正月二日条には、

長方云、御賀三月四日、後宴六日、試楽二月廿一日云々、

（安元二年正月二日条）

とあり、御賀の職事であった藤原長方の言葉として、試楽

が二月二十一日、賀宴が三月四日と六日の二日間であると伝えられている。これが公式の日程ということになる。

『玉葉』や『定能卿記』の二月二十一日条には閑院内裏での試楽の記事があり、試楽が催行されたことは間違いない。しかし『玉葉』は御賀が終わった翌日に、

賀宴三ヶ日無風雨之難、

(安元二年三月七日条)

としており、賀宴は「三ヶ日」となっているのである。安元御賀に出席した健御前の『たまきはる』にも、

安元二年、五十の御賀と言ふ事ありき。三月四日より六日まで、三日ありし事にや。確かにもおぼえず。

と見える。この「三日」は、四日、五日、六日の「三日」と理解すべきだろう。そうすると『玉葉』の「三ヶ日」も同様に、間の五日を含んでいるとみるべきである。

この五日について『たまきはる』は次のように記している。

三日がほど、女房みな日、に装束き替う(ふ)。中の日は物の具をば着ず。初め果て、いづれを晴れと、かねて聞こえざりしかば、三日劣らじと装束きたりしさまこそ、うたておどろくしかりしか。

三日間、女房達が装束を替えたとし、「中の日」も同様であったとする。この「中の日」が、五日のことであるう。

御賀の四日と後宴の六日に挟まれたことによる名称と考えられるが、つまりは五日も四日、六日と同様に御賀の一日と考えられていたと思われる。

『玉葉』や『定能卿記』の五日条には、後白河院、高倉天皇を始め、廷臣、女房たちが参集して船楽、蹴鞠、御遊が行われた様子が記されており、前後の御賀、後宴と比べても遜色はない。また『御賀記』にも四日、五日、六日が載せられており、この三日間が安元の御賀という認識であったことは間違いないだろう。

しかしそうであるならば、四日と六日だけを公式な日程とし、五日をそこに含まず「中の日」などと呼ばれることを、どのように理解すればよいのだろうか。従来、こうした日程の構成が問題とされたことはなく、五日は後宴が延期されたために空いた一日という認識であった⁶⁾。しかし後述するように、五日は急な延期で発生したのではなく、あらかじめ設定されていた「中の日」であった。

二、「中の日」の成立

五日のような「中の日」がどのようにして成立し、どのような意味を持っていたのかということは、御賀行事の構成、進行の問題である。まずはその成立について考えてみたい。

三月五日について、『定能卿記』は、

今日々次不宜、仍不被行後宴、未剋許人々参集、(後略)としてゐる。「日次」が良くないということが後宴が行われなかった理由とされているが、『玉葉』にはそうした記述はなく、『御賀記』も五日の記事に「明日は後宴にて、今日はさしたることなけれど」とするのみである。しかしながら未刻には人々が集まり、『定能卿記』では「主上、法皇於御簾中御覽」(『玉葉』も同じ)とあって、高倉天皇と後白河院の出御もあり、前日同様、遊宴を始めているのである。公式な日程ではないにもかかわらず、前日同様、法住寺南殿に集まり、遊宴が催されたこの日をどのように考えるべきであろうか。安元御賀の日程構成を考える上で、この「中の日」五日の位置づけは重要な問題であろう。

その手懸かりになると思われる記述が『玉葉』同日条に見える。兼実は「申剋」に直衣を着して法住寺南殿へ参じてゐる。場所は前日と同様であるが、四日は束帯での参集であった。四日に比べて五日の遊宴がそれほど格式張った場ではないということだろう。そして兼実はその直衣について、次のように記す。

薄色堅文奴袴、出紅打衣、康和、知足院殿令出紅打給例也、又仁平、宇治左府同出之、

紅の打衣を出すことについて、康和御賀(一一〇二)の

際の祖父忠実の例に倣つたとしている。これを康和御賀の記録で確認してみると、忠実が直衣を着しているのは三月十八日の賀宴の翌日、十九日であった。『殿曆』同日条には「着直衣、皆紅衣同色出打衣」と見えており、次にあげた『中右記』同日条にも傍線部の通り、直衣姿の右大臣忠実が紅の打衣を出していたと見えている。

十九日〔甲戌坎日〕内堅固一日御物忌也、仍無指事也、但殿上人或着直衣参中宮御方、中宮女房乘船興(色々出衣、面々興有)、右大臣殿同乗船給、管絃(着直衣給、紅打衣出給、隨身布衣指船)、殿上人堪管絃之輩五六許輩候舟、下官着衣冠、依召参入乗船、晩頭於中宮御方、聊有絲竹興、入夜退下、

康和四年三月に催された康和御賀は、『玉葉』に、「今度賀宴、偏康和例也」(安元二年三月四日条)とあって、安元御賀の先例にされた御賀であり、十八日が賀宴、二十日が後宴であった。十九日はその間ということになり、康和御賀の日程構成も、安元御賀のそれと全く同じということになる。そうした点で注目すべきは、右にあげた『中右記』同日条の波線部の記述である。この十九日は、「坎日」、すなわち凶日であり、「内堅固一日御物忌也」であったとする。『殿曆』には「依御物忌、今日無後宴」とあり、この日に後宴が行われなかったのはこの日次の悪さのためで

あった。しかしながらそうした十九日でも船楽と御遊が行われており、この日もまた御賀の一日として機能しているのである。

つまり、安元御賀の五日の様子は康和御賀の「中の日」である三月十九日と重なるものであり、兼美が五日の装束の先例としてこの三月十九日の例を持ち出していることもあわせると、安元御賀の「中の日」は康和御賀のそれに倣った可能性が高い。

御賀の日程の決定については、平安時代の算賀を検討した村上美紀氏が、『山槐記』安元元年八月十六日条をとりあげ、安元御賀の御賀行事所始の日時決定が陰陽寮の日時勘申によって決定していることから、算賀の開催日についても同様の可能性を指摘したものがあ。確かに吉日の選定に陰陽寮が関与した可能性はあるが、村上氏も述べる通りそうしたことを裏付けるものはない。よって賀宴の運営については、まずは先行御賀の影響の可能性を検討すべきであろう。そこで、次に平安期から院政期にかけての上皇あるいは法皇が被賀者となった御賀の日程を確認しておく。

被賀者(年齢)	年月日	根拠資料
①嵯峨上皇(40)	天長2年(925) 11月28日30日	類聚国史
②宇多法皇(40)	延喜6年(906) 10月23日26日・11月7日	日本紀略・扶桑略記
③陽成上皇(40)	延喜7年(907) 12月21日	日本紀略
④宇多法皇(50)	延喜16年(916) 3月3日5日・7日19日・12月21日	日本紀略・扶桑略記・西宮記
⑤宇多法皇(60)	延長4年(926) 9月28日	日本紀略
⑥陽成上皇(70)	承平7年(937) 12月11日(17日)	日本紀略11日、一代要記17日
⑦陽成上皇(80)	天曆元年(944) 7月23日・12月26日	日本紀略
⑧白河法皇(50)	康和4年(1102) 3月18日20日	中右記・殿曆
⑨白河法皇(60)	天永3年(1112) 3月16日18日・22日・4月25日・11月25日	中右記・殿曆
⑩鳥羽法皇(50)	仁平2年(1152) 3月7日・8日・8月16日28日29日	兵範記・仁平御賀記
⑪後白河法皇(50)	安元2年(1176) 3月4日6日	玉葉・定能卿記・安元御賀記
⑫後白河法皇(60)	文治2年(1186) 12月27日	玉葉

右の表は賀宴または法会の記録のみ抽出し、試楽等は省略した。

算賀を受けた上皇、法皇としては嵯峨、宇多、陽成、白

河、鳥羽、後白河の六代となる。その中で安元御賀と同様に、間に一日おいた日程を組んでいるのは、①嵯峨上皇四十賀（以下天長御賀）、④宇多法皇五十賀（以下延喜御賀）、⑧白河法皇五十賀（以下康和御賀）、⑨白河法皇六十賀（以下天永御賀）の四御賀である。

初出の①天長御賀は一月二八日に楽と舞があり、三〇日には奉表があったが、その間の二九日に賀宴が行われた記録はない。次の④延喜御賀では、三月の五日に仁寿殿で藤原時平男敦忠が散手舞を披露し、七日にも同様に賀宴が持たれたが、その間の六日に遊宴を行った記録は見えない。記録を残すものとしては、前述の通り⑧康和御賀が安元御賀と重なるわけだが、その十年後に催行された⑨天永御賀も同様の日程である。被賀者は康和御賀と同様白河法皇であり、天永三年三月十六日に院御所六条院で賀宴、十八日に同所で後宴が行われた。その間の十七日について『殿暦』は、

十七日甲戌、今日昨日改御装束、無別事、天陰、雨甚降、入夜退出、

とするのみであるが、『中右記』は次のように記す。

天陰従夜前雨脚間灑也、午後雲葉頗晴、帰忌并坎日也、
今明内御物忌也、然而殿上人等多直衣参進中門廊云々、
波線を付したが、この日も「帰忌」と「坎日」という凶

日であり、天皇の物忌の日であったが、殿上人が直衣姿で「中門廊」に参進している。天候が不順であったため康和御賀や安元御賀のような規模ではなかったと思われるが、同日に遊宴が持たれた可能性は高い。

つまり、康和御賀と天永御賀の「中の日」は、安元御賀の五日と重なる点が多く、安元御賀の「中の日」もまた先行御賀、特に康和御賀に倣ったと考えてよいだろう。天長御賀は記録にないため不明だが、「中の日」は凶日であったところから発生した、賀宴と後宴のあいだの非公式の日だったと考えられる。

三、「中の日」の性格

安元御賀の「中の日」は、康和御賀を先例としたものであったと思われるが、異なる点も見られる。次に康和御賀と安元御賀の「中の日」を比較し、その相違について考えてみたい。

まずは康和御賀の「中の日」の時間的推移を押さえておく。『中右記』康和四年三月十九日条によれば、当日は中宮篤子内親王のもとに参集し、中宮女房や殿上人が船に乗り、管絃に興じている。『殿暦』には「数剋廻池」「西剋許各下了」とあり、日中は船楽に終始したのだろう。その後「晩頭」（『中右記』）より、中宮のもとで御遊が催され、

藤原忠実は「深更」（『殿暦』）に宿所へ戻っている。『中右記』には御遊の様子を「聊有絲竹興」としており、管絃が催されたらしい。一貫して中宮方のもとで行われているのは、賀者である天皇が不在のためと考えられる。また『殿暦』に「興味尤多、女房装束美麗無極者也」という記述が見えることにも注目すべきであろう。十九日全体の評と考えられるが、こうした言葉は賀宴の十八日条、後宴の二十日条には見えない。船楽や夕刻からの管絃の御遊は十八日にも行われており、それ自身が「興味尤多」の対象ではないだろう。女房達の装束が特に称賛されていることも考慮すれば、やはりこの日は、賀宴や後宴とは異なる雰囲気の日であったと思われる。

安元御賀では「未剋」（『定能卿記』）に参集。まず建春門院と中宮徳子の女房たちが「東釣殿」から乗船し船楽が始まる。中宮方からの乗船は康和に一致する。その後「南庭」において蹴鞠が催され、後白河院、高倉天皇も御簾のうちよりこれを観覧、「秉燭」に及んで御遊が行われている。『定能卿記』には「次於女院御方有御遊」とあり、建春門院方で催されたらしい。つまり、安元の「中の日」も中宮や建春門院方などの女院方が中心となって進められたのである。

建春門院方の女房として安元御賀に加わった健御前は、

『たまきはる』のなかで御賀に参加した者の装束、とりわけ女院の周囲にあった女房達の装束を詳細に記録しているが、この御賀は「金、錦など制と聞こえしかど、身を始めて、破りたる人く多かりき」という状況であったと伝えられている。金や錦は禁制であったが、守られてはいなかったらしく、同僚女房達の装束は華やかであった。そうしたなかで自身の装束については、次のように記している。

中の日の裳、唐衣ばかりなりし日は、さながら浮線綾、織物などの桜の衣どもを、桜の散り花織り浮かし、錦織物の裳、唐衣などにも桜の歌、詩などを衣の裄、唐衣、裳の腰に、いかにせんと置き縫い、金にてもし、木を打ちなど、心くに袴、小袖、扇などまで、たゞ春の花、珍しく清らなる色ふしを、人にまさらんと心を尽くしたりし。

装束に桜の花や関連の詩歌を施すなど、様々な意匠を凝らし、「人にまさらんと心を尽くしたりし」といった様子であった。こうした、女房達の装束の華やかな様子は、先述の康和御賀の『殿暦』の「女房装束美麗無極者也」という記述と重なるものである。

また、女房だけでなく男性貴族の装束も特徴的である。この日に公卿達が直衣で参集したことはすでに述べたが、隨身達の装束についても『定能卿記』は次のように記してい

る。

今日、院隨身等皆布衣、其中將監中臣重近、殊折花、齡及八旬也、平礼、指角帶、着錦衣、同單、布衣を着した院の隨身達のなかでも、左近將監中臣重近の装束を「殊折花」として称賛している。「錦衣」とあるため美麗な装束であったのだろうが、具体的には『御賀記』に次のように記されている。

院御隨身、思ひ思ひのなりどもにて、西の釣殿のへんにさぶらふ。その中に重近、年は八十にもや及びぬらむ、唐の麴塵上下に、白銀の泥にて鶴をかく。赤地の錦の衣に白地の錦の単衣、革の帯をさして、征矢かきたりしこそ、まことに翁さび人などがめそと思へるけしきなりしか。

『定能卿記』にある「錦衣」は赤地のもので、単衣は白地の錦であった。しかし特筆すべきは白銀で鶴を描いた麴塵の上下であろう。『御賀記』は重近の装束から、『伊勢物語』一一四段の「翁さび人などがめそ狩衣けふばかりとぞ鶴も鳴くなる」を彷彿とさせている。「八十」で後白河院の御賀に加わる重近に、光孝天皇の鷹狩りに加わった元鷹飼の老人の姿を重ねている。こうした記述は四日や六日には見えない。

さらに『御賀記』は続けて、右近將監秦兼頼の装束を描

き、「これ又おもしろかりき」と評し、「つぎつぎはわれもわれもとおとらぬさまなりき」ともしている。隨身達が各々装束の美しさを競ったのだろう。またこれは院の隨身だけでなく他の隨身も同様であったらしく、『御賀記』には関白の隨身四人が四季の装束で遊宴を彩った様が描かれている。つまり賀宴や後宴の日に対して、比較的自由に華やかさを競うのが「中の日」であり、まさに「殊折花」日であったのだろう。

一方、康和御賀と安元御賀とは異なる点もある。康和では「中の日」は凶日であった。そのため、『中右記』『殿曆』同日条に堀河天皇の出御は見られず、中宮篤子内親王のもとに集まって、遊宴が催されたのである。康和御賀に做ったと思われる天長御賀でも「中の日」は凶日であり「内御物忌」とあるため、やはり天皇の出御はなかったであろう。天皇不在という状況が「中の日」の雰囲気に影響を与えていたことは疑いない。

しかし安元御賀の場合は、「中の日」を設定しながら、「主上、法皇於御簾中御覽」（『定能卿記』）とあり、高倉天皇は出御の上、遊宴を観覧しているのである。賀宴の翌日が凶日であったために、その翌日を後宴としたことで発生したのが非公式な「中の日」であったはずだが、安元御賀についてはそうした記述は見えず、高倉天皇も出御して

いることから、実際は凶日ではなかったのだろう。『定能卿記』だけが五日を「今日々次不宜」としており、そうした本来の「中の日」の背景をうかがわせるものである。

つまり、康和御賀に做つて安元御賀でも「中の日」を設けたが、それは五日に問題があったからではない。天皇の出御がない「中の日」が、比較的自由的な性格を持った一日として成立したことを受けて、安元御賀でもそうした一日を設定したのである。ただし単純な模倣ではない。康和御賀と同様中宮方が賀者の役割を担っているにもかかわらず、高倉天皇が出御しているのは、「中の日」の変容を示している。

四、「中の日」の展開

本来天皇の凶日として発生した「中の日」が、安元御賀では当初から賀宴の一日として設定され、天皇出御のなが行われたことを確認したが、もうひとつ康和御賀とは異なる点として、蹴鞠の催行がある。『玉葉』は次のように記す。

次藏人基行（挾端取鞠不付枝）、置前庭、次堪蹴鞠之侍臣九人入自西中門参上、親信朝臣、頼輔朝臣（已上束帯、各着柳帳下重）、定能朝臣、泰通朝臣、有房朝臣、雅賢朝臣（已上直衣、揚結、撤綏、卷纓如元）、

維盛朝臣（不撤綏揚結）、家光（着革襪）、時家（不撤綏、不揚結、挾端）、已上九人暫候庭上、依関白相示上鞠（刑部卿頼輔朝臣上之、件人、依此事、近曾昇殿云々、先与親信朝臣暫相讓、進出取鞠、頗向御所上之、只一足也）、鞠間無殊事、但頼輔朝臣依堪能、雖応其撰、今日頗不入其興、衆人以為無詮（後聞、頭弁曰、刑部卿於鞠者、不中用人歟、万人大咲云々）院御隨身重近、兼頼已下着布衣（各有風流）、候東方、関白及余、内府隨身在西方、各取遠去鞠、授殿上人、此中、関白隨身下臈、取鞠擲擊前樹、観人者解頤、及秉燭蹴鞠了、

親信以下の九人が庭上に集まり、藤原頼輔が「堪能」（『御賀記』）「この道にかみなきもの」⁽⁸⁾であるとして、この日の上鞠を務めている。最初に鞠を蹴り上げる上鞠は名誉の役であり「無双達者」（『玉葉』安元元年四月五日）といわれた頼輔にはふさわしい役であるが、事前にその故実について確認していたらしく、『古今著聞集』巻第一「安元御賀の時刑部卿頼輔朝臣賀茂神主家平に上鞠の故実を聴く事」には、

安元御賀の時、三位頼輔、賀茂神主家平が家に行向て、「御賀の上鞠すべきよし勅定あり。其間の子細、訓説をかうぶるべし」といはなければ、

と見える。賀茂家平は、後に「地下に無双の上手」¹⁰と言われた賀茂成平の子であり、頼輔は成平父子を師として教えを受けていた。その家平に上鞠の「訓説」を求めたが、その際家平は「御賀の鞠つかうまつる事、家に候はねば、故実申がたく候」と答えている。「安元御賀の時」「御賀の上鞠」「御賀の鞠」と続くように、やはり五日も御賀であるとの認識である。

康和御賀で蹴鞠が行われた記録は見えない。つまり安元御賀は、康和御賀にはないものを取り入れたことになる。ただし、『定能卿記』五日条には「裏書曰」として「鞠時不放老懸、有其謂歟、然而仁平皆放之」とあり、鳥羽院の仁平御賀（仁平二年三月七日八日）では催行されたようである。蹴鞠の時に「老懸」を装着するか否かについて、仁平の際はこれはずしていたということであり、定能もこれに倣ったようで、「下官（放老懸）」と見える。仁平御賀での蹴鞠の例だが、『仁平御賀記』や『兵範記』にその記述はない。あるいは三月七日、八日以外の、試楽などで行われた可能性もあるだろう。

また、飛鳥井流の蹴鞠書『革菊要略集』巻三「上鞠讓人様事」の裏書にある、次のような記述も、御賀での蹴鞠の記録として注目される。

三十箇条式云、

白河院六十ノ御賀ニ、於樋口齋宮、院内藏人所衆有蹴鞠会、自内所衆方ニ送ル鞠、（後略）

白河院の六十賀である天永御賀（天永三年三月十六日、十八日）で、「蹴鞠会」があったとするものである。ただし天永御賀は賀宴も後宴も六条院で行われており、「樋口齋宮」ではない。また「院内藏人所衆」が行ったとあり、四位、五位の中少将が務めた安元御賀よりも小規模であったようである。『中右記』によれば、三月十七日は天皇の忌日であったが、「殿上人等多直衣参進中門廊云々」として、「中の日」が設定されて遊宴が持たれたと思われる。同日に「樋口齋宮」で行われた可能性もあるが、別の日に行われた可能性もあるだろう。¹¹

つまり仁平御賀や天永御賀での蹴鞠は、ごく小規模のものであったと推測されるが、安元御賀では、院や天皇の前で行う重要な催しとして「中の日」に採用されたということになる。後白河院と蹴鞠の関係については、『山槐記』治承三年（一一七九）三月六日条に、院御所七条殿において「鞠会」が行われた際、「少時法皇（着御布付衣）出御、鞠足等参候懸下之候、法皇令下立御」とあって、自身も参加している。頼輔が成通の推薦を受けて後白河院の蹴鞠の師範となつていることなども考え合わせると、「中の日」への蹴鞠の採用には、後白河院の意志が働いていたのだら

う。

公式な日程である賀宴や後宴に比べて「中の日」は、その緩やかな性格を活かすかたちで展開したと思われる。先例とした康和御賀にはない蹴鞠を「中の日」に入れたのは当然の成り行きであったのだろう。「中の日」はそうした比較的自由の利く日程として重宝され、設定、展開したと考えられる。

そうしたことをうかがわせるものとして、文永五年（一二六八）に行われる予定であった後嵯峨上皇の五十の賀（以下、文永御賀）がある。廣橋経光の『民経記』文永四年十一月二十七日条（裏書）には、つぎのような記事がある。

今日人々談云、御賀儀、正月十七日樂書始、閏正月不可有殊事、二月先於仙洞可有舞御覽、次禁省同儀、次試楽、三月四日行幸龜山殿、五日賀礼、六日賓遊等、御遊・船楽・蹴鞠、今度可有詩会云々（代々例無之）、七日後宴、今夜還御、或又五行幸、六日賀礼、七日賓遊、八日後宴・還御、兩様ニ被取日次云々、

二月に舞の御覧、試楽を予定し、三月に院御所である龜山殿において御賀を執り行うということだが、日程としては、五日から七日までと、六日から八日までの、ふたつの候補があったようである。翌五年二月に元からの使者が

あったため、御賀自体は行われなかったが、注目すべきはその日程構成である。それぞれ、初日を「賀礼」、最終日を「後宴」とし、その間を「賓遊」としている。¹⁹まだ賀宴や後宴のような公式な日程ではないと思われるが、「中の日」と呼ぶしかなかった安元御賀に比べると、御賀の一日としての認識が定まってきたと思われる。また、「御遊」、「船楽」、「蹴鞠」というその内容は安元御賀そのままであり、文永御賀が安元御賀に倣った可能性は高い。¹⁵

しかし波線部分にある、今回は「詩会」を行うという記述は大きな相違である。「代々」例がないとある通り、管見の限り「詩会」が行われた御賀は見当たらない。全くの新儀だったと考えられる。つまり、安元御賀で蹴鞠が持ち込まれたように、文永御賀では「詩会」があらたに加えられるようにしていたということになる。「中の日」は、先例のない新儀を取り入れやすい日として、展開していったと考えられる。

おわりに

一見、先行御賀の模倣のようであっても、その内実はよりよい御賀のため、積極的な検討が行われていた。

本稿で検討した「中の日」も、本来は天皇の忌日から発生したものであったが、天皇の出御がなかったこと、中宮

方とその女房たちが中心となつて執り行つたことが、比較的緩やかで、かつ華やかな一日を生み出したと考えられる。安元御賀が高倉天皇の出御があるにもかかわらず、康和御賀同様に「中の日」を設定し、中宮徳子方の主導で催行したのは、そうした一日を楽しむためだったのであろう。『たまきはる』が記す女房たちの様子や、『御賀記』に描かれる随身たちの装束からも、そうした様子をうかがうことができる。

院の御賀という晴儀にあたっては、賀宴の内容だけでなく、その日程の構成や進行にも充分注意が払われていた。今後、そうした全体像の解明が求められる。

注

- (1) 久保田淳『藤原定家とその時代』一「平家文化の中の『源氏物語』—『安元御賀記』と『高倉院昇霞記』」(岩波書店・一九九四)〔初出『文学』vol.五〇・一九八二〕、伊井春樹『物語の展開と和歌資料』第四章八「『安元御賀記』の成立—定家本から類従本・『平家公達草紙』へ—」(風間書房・二〇〇三)〔初出『国語国文』六一巻一号・一九九二年〕、櫻井陽子「『平家物語』と周辺諸作品との交響」(『軍記と語り物』第一四六号・二〇一〇)、拙論「群書類従本『安元御賀記』の成立」(『國文學論叢』六一輯・二〇一六)
- (2) 榊泰純「青海波と師長」(『日本仏教芸能史研究』・風間書

房・一九八〇)、堀淳一「後白河院五十賀における舞楽青海波—『玉葉』の視線から—」(『古代中世文学論考』第三集・新典社・一九九九)、三島暁子「御賀の故実継承と『青海波小輪』について—附早稲田大学図書館蔵『青海波垣代之図』翻刻—」(『禁裏・公家文庫研究』第三輯・思文閣出版・二〇〇八)、同「安元御賀試楽の場—妙音院師長「御説指図」による舞楽「青海波」を中心に—」(『梁塵研究と資料』第二十五号・二〇〇八)

(3) 拙論「安元御賀と故実—『玉葉』における仁平御賀の先例を中心に—」(『國文學論叢』六一輯・二〇一七)

(4) 群書類従第二十八輯

(5) 村上美紀「平安時代の参賀」(『寧楽史苑』四十号・一九九五)

(6) 藤原重雄・三島暁子「高松宮家旧蔵『定能卿記』(安元御賀記)—解題(田島公編)『禁裏・公家文庫研究』第二輯・思文閣出版・二〇〇六)には「安元二年三月五日、後宴が延期となり公卿・侍臣の興遊となつたが」とあり、後宴は延期されたという認識である。

(7) 前掲注(5)論文

(8) 頼輔と安元御賀の蹴鞠については、北山円正「安元御賀の蹴鞠と藤原頼輔」(『神戸女子大学 古典芸能研究センター紀要』十四号・二〇二〇)が詳しい。

(9) 十三世紀成立の蹴鞠書『革羽要略集』には、頼輔の上鞠について、次のような記している。

而シテ安元ノ御賀之時、頼輔卿其身爲「重代」ト。而モ伝ニ成通ヲ正流ヲ、応テ御師範ニ、為時之上手ニ之間、奉リ上鞠之役ヲ已降、余人イト被ル用此役ニ事無ク之、

安元御賀で上鞠を務めてからは、「余人」が用いられることはなかったというものである。頼輔の当日の上鞠自体は、『玉葉』が「鞠間無殊事、但頼輔朝臣依堪能、雖応其撰、今日頗不入其興、衆人以為無詮」とするごとく、「興」がなかったとして不評であった。続けて頭弁長方の言葉として、「刑部卿於鞠者、不中用人歟」とあり、「不中用」すなわち役に立たないとまで言われている。『御賀記』が「さて、ふたたび足に当ててのち、我がもとへ鞠くれば、ぬけ足をふみて、逃げられき。それしもわりなしや」とする様子を指すものと思われる。そのような評価であったにもかかわらず、その後、これが頼輔の子孫の有職となっていたのは、やはり「侍従大納言成通の鞠は凡夫の業に非ざる事」といわれた藤原成通の「正流」であったからであろう。享徳二年（一四五三）に後花園天皇の内裏で行われた蹴鞠を見た一条兼良の書「享徳二年晴之御鞠記」（群書類従第十九輯）には、次のようにある。

此時侍従大納言成通ときこえし人、この道の奥義をきはめて、神変不思議のこともありき。その、ち刑部卿頼輔卿成通に此道をつたへて、高倉安元の御賀のあげまりなどもつとめ侍り。頼輔の孫宗長雅経とておはしけり。難波飛鳥井の両流のはじめにて、いづれもとらぬ上足なり。

「神変不思議」の成通から伝えられた頼輔が安元御賀で上鞠を務めたことから、その孫である宗長の難波家、雅経の飛鳥井家のそれぞれが、蹴鞠の家として続いていることを述べている。また二条良基が、王朝のころの儀式が復興されたと

いう体で記した架空の宮廷日記である『おもひのま、の日記』にも、「この比はざりぬべき公事もはてぬれば、御まりのあそびあり。あげまりは、朝まりに難波うけたまはる」とあって、上鞠を「難波」が務めたとしている。こうした架空の物語であつても、上鞠の役は頼輔の流れが務めると記されてくることから、安元御賀での頼輔の上鞠が貴族社会での有職となつていたことがわかる。

(10) 二条為定『遊庭秘鈔』（群書類従第十九輯）。

(11) 渡辺融・桑山浩然『蹴鞠の研究 公家鞠の成立』所収（東京大学出版会・一九九四）。「三十箇条式」は、藤原成通によるとされる蹴鞠書であり、成通は天永御賀に参加している。

(12) 渡辺融氏はこの『山槐記』の記事をあげ、「管見の限り、後白河院は、天皇或いは上皇として蹴鞠をプレーしたことが記録に残っている最初の人ではないかと思われる」としている（渡辺融・桑山浩然『蹴鞠の研究 公家鞠の成立』所収・東京大学出版会・一九九四）。

(13) 『内外三時抄目録』并序に頼輔の腕を認めた成通が「これを推て聖皇の師とす、それよりこのかた、當家相續してほとく國師たり」とする。渡辺融氏は『蹴鞠口伝集』の記述を基に、この推挙を保元三年（一一五八）正月直後かと推測している（渡辺融・桑山浩然『蹴鞠の研究 公家鞠の成立』所収・東京大学出版会・一九九四・五三頁）。

(14) 「賓遊」は、たとえば『貞観政要』論尊師傳第十に、「晩接賓遊、訪得夫於當代」とあるように、「賓客」を指す。管見の限り、遊宴の会を「賓遊」とする例は見当たらない。『民経記』嘉祿二年（一二二六）六月二十三日条には、経光が興福寺、東大寺に参詣した際、木津より船に乗ったようだ

が、船中で「舟中景気宴遊好、江上鐘揺夕日傾、柳岸煙光蕭索道、蘆州風響渺茫聲、蒼波一夜雲千里、白霧數行月五更、簇々青山當眼處、玄流酌酒動心情」と詠んでいる。漢詩文を楽しむ、酒宴に及んだようである。文永御賀でも船楽や詩会を予定していたのであれば、ここは「宴遊」とあるべきか。

(15) 三島暁子氏が紹介する早稲田大学図書館蔵『青海波垣代之図』(「御賀の故実継承と『青海波小輪』について―附早稲田大学図書館蔵『青海波垣代之図』翻刻―」・「禁裏・公家文庫研究」第三輯・思文閣出版・二〇〇九)は、文永御賀の後宴で行う予定であった青海波のために、安元御賀での故実を記したものを文永御賀の行水上卿である花山院師繼が書写し、さらにそれを「右近衛権中將藤原某」が写したとするものである。文永御賀が安元御賀の影響を強く受けていたことを示している。

【引用本文】『玉葉』：図書寮叢刊『九条家本玉葉』(明治書院)、『たまきはる』：新日本古典文学大系『とはすがたりたまきはる』(岩波書店・一九九四)、『定能卿記』：藤原重雄・三島暁子「高松宮家旧蔵『定能卿記』(安元御賀記)」解題(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第二輯・思文閣出版・二〇〇六年)、『殿暦』：大日本古記録『殿暦』(岩波書店)、『中右記』：増補史料大成『中右記』(臨川書店)、『安元御賀記』：徳川黎明会叢書古筆手鑑編五『古筆聚成』(思文閣出版・一九九四)所収『安元御賀日記』の影印を翻刻し、適宜句読点を打ち、漢字をあてた。本文は振り仮名として残している。『伊勢物語』：日本古典文学大系『伊勢物語』(岩波書店)、『古今著聞集』：日本古典文学大系『古今著聞集』(岩波書店)、『民経記』：大日本古記録『民経記』

(岩波書店)、『貞観政要』：新釈漢文大系『貞観政要(上)』(明治書院)

【付記】本稿は学術研究助成基金基盤研究(C)「安元御賀記」を中心とした院政期御賀の総合的研究(19K00359)による成果の一部である。